

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、住民基本台帳事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>鹿沼市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪情報提供ネットワークシステムを利用した住民票情報(住基法第7条第4号に規定する項目)の提供</p>
③システムの名称	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 統合宛名システム コンビニ交付システム 異動受付支援システム

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル
住基ネット本人確認情報ファイル
住基ネット転出証明情報ファイル
住基ネット広域住民票ファイル
送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」</p> <ul style="list-style-type: none">・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 「住民基本台帳法」</p> <ul style="list-style-type: none">・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<div> <div><選択肢></div> <div> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	<p>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 9 11 16 18 20 21 23 27 30 31 34 35 37 38 39 40 42 48 53 54 57 58 59 61 62 66 67 70 74 77 80 84 85の2 89 91 92 94 96 101 102 103 105 106 108 111 112 113 114 116 117 120の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課市民サービス係
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部市民課市民サービス係 0289-63-2121
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<div>判断の根拠</div>	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳システム及び住民基本台帳ネットワークシステムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、正規の勤務時間外の利用がないか等、定期的に分析をすることで、不正なアクセスがないことを確認している。さらに、フロア内には市民課の職員以外が立ち入れないよう庁内周知を徹底しており、これらの対策により、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う業務 ②事務の概要	住民基本台帳法等の規定に則り、住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民の照会 ②転入等の異動届の入力 ③住民票などの証明書発行	住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。鹿沼市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う業務 ③システムの名称	住民基本台帳システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 統合宛名システム コンビニ交付システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 発行用住民票ファイル	住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 送付先情報ファイル	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第7条第1項、第2項、第8条第1項、附則第3条第1項、第2項、第3項	1.「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2.「住民基本台帳法」 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の1,2,3,4,6,8,10,15,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項	<p>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 9 11 16 18 20 21 23 27 30 31 34 35 37 38 39 40 42 48 53 54 57 58 59 61 62 66 67 70 74 77 80 84 85の2 89 91 92 94 96 101 102 103 105 106 108 111 112 113 114 116 117 120の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 大木 誠	市民課長 高橋 慎治	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年6月20日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連事項 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。</p> <p>鹿沼市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p>	<p>住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。</p> <p>鹿沼市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p>	事後	
平成31年3月22日	I 関連事項 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>【つづき】</p> <p>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p>	<p>【つづき】</p> <p>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪情報提供ネットワークシステムを利用した住民票情報（住基法第7条第4号に規定する項目）の提供</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 高橋 慎治	市民課長	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年1月22日 時点	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年1月22日 時点	事後	
平成31年3月22日	IV リスク対策	なし	新規記入	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月22日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月22日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月30日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月30日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う業務 ③システムの名称	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 統合宛名システム コンビニ交付システム	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 統合宛名システム コンビニ交付システム 異動受付支援システム	事後	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	IV 8人手を介在させる作業	-	<p>十分である</p> <p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。</p> <p>②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p>	事後	
令和6年10月1日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>住民基本台帳システム及び住民基本台帳ネットワークシステムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、正規の勤務時間外の利用がないか等、定期的に分析をすることで、不正なアクセスがないことを確認している。さらに、フロア内には市民課の職員以外が立ち入れないよう庁内周知を徹底しており、これらの対策により、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 9 11 16 18 20 21 23 27 30 31 34 35 37 38 39 40 42 48 53 54 57 58 59 61 62 66 67 70 74 77 80 84 85の2 89 91 92 94 96 101 102 103 105 106 108 111 112 113 114 116 117 120の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 9 11 16 18 20 21 23 27 30 31 34 35 37 38 39 40 42 48 53 54 57 58 59 61 62 66 67 70 74 77 80 84 85の2 89 91 92 94 96 101 102 103 105 106 108 111 112 113 114 116 117 120の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 I 関連情報	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138	事後	